

# － 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 24 年 12 月 17 日・東京都規則第 161 号

## 1 概要

### (1) 改正理由

#### ア 適正管理化学物質に係る改正

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成 24 年東京都条例第 106 号）の施行に伴い、有害物質に 1, 4-ジオキサンが追加され、シス-1, 2-ジクロロエチレンが 1, 2-ジクロロエチレンに改正された。このことに合わせ、適正管理化学物質の項目を改める必要がある。

#### イ 水質汚濁緊急時の発令条件の改正

水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）が改正された。このことに合わせ、水質汚濁緊急時の発令条件を改める必要がある。

### (2) 改正内容

#### ア 適正管理化学物質に係る改正

(ア) 「1, 4-ジオキサン」を適正管理化学物質に追加する。

(イ) 適正管理化学物質のうち、「シス-1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に改める。

| 番号 | 現行              | 改正後          |
|----|-----------------|--------------|
| 24 | シス-1,2-ジクロロエチレン | 1,2-ジクロロエチレン |
| 59 | (なし)            | 1,4-ジオキサン    |

#### イ 水質汚濁緊急時の発令条件の改正

(ア) 「カドミウム」及び「1, 1-ジクロロエチレン」の発令条件を、次のとおり改める。

単位 1 リットルにつきミリグラム

| 項目           | 現行             |              | 改正後            |              |
|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|
|              | 注意報等に係る河川水中の濃度 | 警報に係る河川水中の濃度 | 注意報等に係る河川水中の濃度 | 警報に係る河川水中の濃度 |
| カドミウム        | 0.02           | 0.05         | 0.006          | 0.015        |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.04           | 0.1          | 0.2            | 0.5          |

(イ) 水質汚濁緊急時の発令の対象物質に、「1, 4-ジオキサン」を追加し、発令条件を設定する。

単位 1リットルにつきミリグラム

| 項目        | 現行             |              | 改正後            |              |
|-----------|----------------|--------------|----------------|--------------|
|           | 注意報等に係る河川水中の濃度 | 警報に係る河川水中の濃度 | 注意報等に係る河川水中の濃度 | 警報に係る河川水中の濃度 |
| 1,4-ジオキサン | (対象外)          | (対象外)        | 0.1            | 0.25         |

## 2 施行日

(1) 適正管理化学物質に係る改正について

平成 25 年 4 月 1 日

(2) 水質汚濁緊急時の発令条件の改正について

平成 24 年 12 月 17 日（公布の日）

## 3 問合せ先

(1) 適正管理化学物質に係る改正について

東京都環境局環境改善部化学物質対策課企画係

直通 03-5388-3503

内線 42-411

(2) 水質汚濁緊急時の発令条件の改正について

東京都環境局自然環境部水環境課河川規制担当

直通 03-5388-3494

内線 42-655